

一般廃棄物（植物発生材）処理委託契約書

収入
印紙

(200円)

排出事業者 _____ (以下「甲」という)と、

処分業者 不二造園土木株式会社 (以下「乙」という)は、

工事名 _____ から排出される一般廃棄物の処理に関し

て次のとおり契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するため許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

◎ 処分に関する事業範囲

〔一般廃棄物〕

許可市町村：つくば市
許可有効期限：令和5年3月31日
事業区分：中間処理（破碎）
廃棄物の種類：一般廃棄物 剪定枝、間伐材
許可条件：事業計画のとおり
許可番号：11092

2.（委託する一般廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に処分を委託する一般廃棄物の種類、予定数量及は、次のとおりとする。

種類	植物発生材	
◇ 剪定枝	_____ t	◇ 芝草 _____ t
◇ 幹材	_____ t	◇ 篠・竹 _____ t
◇ 根株	_____ t	総数量 _____ t
単価	剪定枝・幹材・芝草 16,500円／t（税込み）	
	根株 38,500円／t（税込み）	
	篠・竹 27,500円／t（税込み）	

3.（処分の場所及び方法、処理能力）

乙は、甲から委託された前項の一般廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：つくば植物リサイクルセンター
所在地：つくば市柳橋515番2
処分の方法：破碎処理
処理能力：日量5t未満

4.（保管）

乙は、甲から委託された一般廃棄物の保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、第9条で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

5.（受入証明）

乙は、一般廃棄物の受入の都度、甲に対して受入証明書を発行する。

6.（搬入者）

第2条第2項に規定する一般廃棄物の運搬は、甲が所有する車輛で甲が直接行い、乙が指示する場所に荷降ろしする。**甲が荷降ろしする場合、乙は細心の注意を払い作業を補助することができるが、このときに甲の車両に損害が発生した場合甲はその責任を乙に求めない。**

第3条（義務と責任）

1.（適正処理に必要な情報の提供）

甲は、委託する一般廃棄物の処分に支障を生じさせる恐れのある物質が混入しないよう万全の処置を行い搬入すること。万一混入した事により、乙の業務に重大な支障を生じ、又は生じる恐れがある場合には、乙は委託物の引取りを拒否することができる。

2.（甲・乙の責任範囲）

（1）乙の責任範囲は、甲から委託された一般廃棄物を、処分の完了まで法令に基づき適正に処理することとする。

（2）乙は、乙の責任範囲に属する業務について、法令に違反した業務を行いそれによって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

（3）甲は、甲の責めに帰すべき事由により、乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

3.（再委託）

乙は、甲から委託された一般廃棄物の処分業務を第三者に委託しない。

4.（権利・義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

5.（委託業務完了報告）

乙は、甲から委託された一般廃棄物の処分業務が完了した後、速やかに業務完了報告書を作成し甲に提出する。ただし業務完了報告書は、受入証明書で代えることができる。

6.（業務の一時停止）

乙は、止むを得ない事由があるときは、甲の了解を得て一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第4条（手数料・消費税・支払い）

- 甲が委託する一般廃棄物の処分業務に関する委託手数料については、第2条第2項で定める単価に基づき算出する。
- 委託手数料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
- 甲の委託する一般廃棄物の処分業務についての消費税等は、甲が負担する。
- 甲は、乙からの業務完了報告書を受取った後、乙からの委託手数料の請求により、手数料を支払う。具体的な支払い方法については、
①都度払い（現金またはキャッシュレス決済 ※クレジットカード、nanaco、WAON、交通系ICカード）もしくは
②銀行振り込み（毎月末日締め、翌末日振込 ※乙指定請求書、振込手数料甲負担）とする。

第5条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を開示する必要が生じた場合は、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第6条（内容変更）

甲又は乙は、必要があると認めたときは、合意により委託業務の内容を変更することができる。契約単価又は契約期間その他この契約の内容を変更する場合は、甲乙協議して書面をもって定める。

第7条（契約の解除）

- 甲、乙は相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。
- 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除する場合であっても、この契約に基づき甲から解除時に引渡しを受けていた一般廃棄物の処理を乙が完了していないときは、甲又は乙は次の措置を講じなければならない。
（1）乙の義務違反により甲が解除した場合
乙は、解除された後も本契約に基づき、乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、未だ処理していない当該廃棄物についての処分の業務を自ら実行するものとする。自ら実行できない場合には、乙は甲に当該廃棄物を返還しなければならない。この場合、甲は乙に対する損害賠償請求をすることを告げない。
（2）甲の義務違反により乙が解除した場合
乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない当該廃棄物を甲の費用をもって引き取ることを要求し、若しくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬にかかる費用を請求することができる。

第8条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、その都度甲、乙は誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第9条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和 3年 月 日から令和 3年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日			
	甲	住所	
		TEL	
		氏名	Ⓜ
	乙	住所	茨城県土浦市佐野子655
		氏名	不二造園土木株式会社
			代表取締役 稲見 不二意 Ⓜ